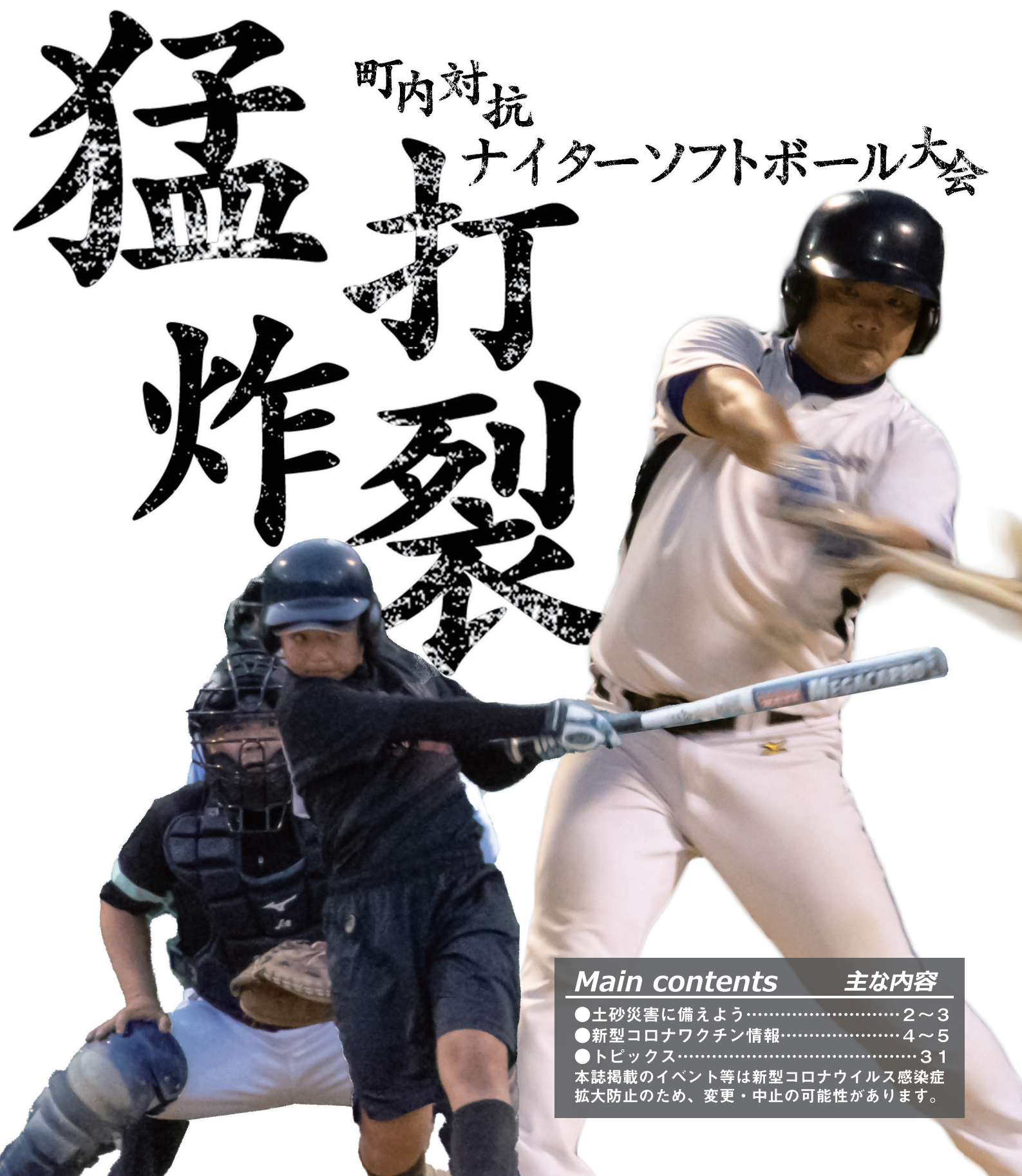




町内対抗

ナイターソフトボール大会

猛打炸裂

Main contents

主な内容

- 土砂災害に備えよう……………2～3
- 新型コロナワクチン情報……………4～5
- トピックス……………31

本誌掲載のイベント等は新型コロナウイルス感染症
拡大防止のため、変更・中止の可能性があります。

宮山法面崩落発生から1年

土砂災害に備えよう！

令和3年6月24日、市内港町の宮山北側斜面が崩落する土砂崩れが発生しました。

あれから1年が経ちました。土砂災害や水害から身を守り、素早く対応するには「日ごろの備え」と「早めの避難」を心掛けることが大切です。改めて災害時の行動や準備するものを確認し、突然の災害発生に備えましょう。



▲令和3年6月24日に崩落した宮山北側斜面。写真は現在の修復した様子。



▲平成29年台風第18号の際、市役所前のグラウンドに浮かぶ自動車(写真上)。崩落した上青江地区の赤木橋(写真下)。

あらためて確認しよう！

警戒レベル4までに全員避難！

早期注意情報	大雨・洪水・高潮注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
 災害への心構えを高める	 避難に備えて、ハザードマップなどで自らの避難行動を確認	高齢者などは 避難 	危険な場所から 全員避難 	すでに災害が発生している状況のため、命を守るための最善の行動をとる
警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
(気象庁が発令)	(気象庁が発令)	(市が発令)	(市が発令)	(市が発令)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための、避難時のお願い

- ・新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には命を守る行動が最優先です。
- ・マスクは持参し、定期的に清掃・消毒するなど、避難所の衛生環境の確保にご協力ください。
- ・避難所内の十分な換気を行い、人と人との間隔をできる限り広く保ってください。
- ・体調が優れない方は、速やかに避難所のスタッフに申し出てください。

土砂災害危険箇所を確認しよう！

大分県が作成したホームページ『大分県土砂災害危険箇所情報インターネット提供システム』で指定区域を表示しています。今いる場所の土砂災害警戒区域の確認が、スマートフォン等で簡単にできます。



▲津久見市でもたくさんの区域が土砂災害警戒区域に指定されています。

ここから
アクセス



普段から備えておこう！

1. 情報の集め方を確認！

素早く正確な情報を得るために、情報の集め方を確認しておきましょう。

○防災行政無線（避難情報）

気象特別警報、災害発生時のお知らせを放送。
内容を聞き逃した場合は電話でも確認できます。

TEL 0972 - 82 - 0228

TEL 0972 - 82 - 0229

○市ホームページ

避難情報が確認できます。

津久見市 HP ▶



○おおいた防災アプリ

避難情報や気象警報等を
プッシュ通知でお知らせ



(Android)



(iOS)

○気象観測装置「POTEKA」

1時間雨量や気圧などの気象情報をPCや
アプリ「MyPOTEKA」でリアルタイムに
確認できます。



(PC サイト)



(Android)



(iOS)

○大分県砂防課 SNS

土砂災害防止に関する
情報を発信しています。



(Twitter)



(Instagram)

2. 非常持ち出し品・備蓄品を確認！

自分や家族に必要なものをすぐに持ち出せるよう準備しましょう。
避難に支障が出る重さにならないよう注意しましょう。

貴重品

☐現金 ☐通帳類 ☐免許証・健康保険証 ☐印鑑
☐家族等の連絡先・写真 など

生活用品・情報機器

☐携帯ラジオ ☐予備乾電池 ☐毛布 ☐携帯電話
☐衣服・下着 ☐靴下 ☐タオル ☐ビニール袋 など

医療品等

☐救急セット ☐持病の薬 ☐消毒液 など

非常食料

☐飲料水 ☐乾パン、缶詰等 ☐栄養補助食品 など

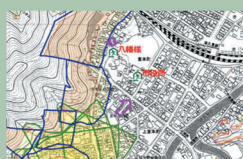
その他

☐マスク ☐メガネ ☐懐中電灯 ☐体温計
☐モバイルバッテリー ☐生理用品 など

3. ハザードマップを確認！

浸水被害や土砂災害、避難所等の確認は各家庭に配布されている
ハザードマップなどを活用しましょう。

▼防災マップやハザードマップは
市ホームページなどで確認できます。



新型コロナワクチン接種についてのお知らせ

新型コロナワクチン追加接種(4回目)を始めます

3回目接種後のワクチンの有効性の持続期間や、諸外国における対応状況等を踏まえ、「重症化予防」を目的として実施されます。

接種の対象者

津久見市に住民登録(住民票)があり、新型コロナワクチンの3回目接種を終了した日から5か月以上経過した方で、(1)・(2)のいずれかに該当する方が対象となります。

(1) 3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の方

(2) 18歳～59歳であり、基礎疾患を有する方、また、重症化リスクが高いと医師が認める方

接種券の発送時期

(1) 60歳以上の方…3回目接種から5か月経過した方へ、5月24日(火)から順次発送します。

(2) 18歳～59歳であり、基礎疾患を有する方、また、重症化リスクが高いと医師が認める方…接種券の発送は申請制となります。申請手続きの方法は以下のとおりです。

(2) 基礎疾患を有する方の追加接種券発行申請方法(①または②)

①WEB申請

URL及びQRコードにて申込フォームを開き入力してください。
<https://www.city.tsukumi.oita.jp/ques/questionnaire.php?openid=19>



②接種券発行申請書に必要事項を記入し、健康推進課に提出(郵送可)

- ・津久見市ホームページにて接種券発行申請書様式をダウンロードできます。
<https://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/4/18985.html>
- ・健康推進課窓口にて「接種券発行申請書」を記載し、提出できます。

～ 注意事項 ～

かかりつけ医での接種をお願いします。
お薬手帳の持参。予診時にお断りする場合があります。

接種会場

秋岡医院・池邊整形外科・大石医院・小田クリニック・小宅医院・金田医院・小手川内科クリニック・後藤医院・つくみクリニック・姫野胃腸科クリニック・深江医院・保戸島診療所・津久見中央病院

接種の予約方法 (①または②)

①郵送予約 ②医療機関窓口・電話

※予約方法等詳しくは、接種券と同封のリーフレットをご覧ください。

※郵送予約の申請書は、接種券と同封しています。

接種費用

無 料

接種するワクチン

ファイザー社ワクチン・モデルナ社ワクチン

18歳～59歳であり、基礎疾患を有する方の範囲

以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病(肝硬変等)
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
7. 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
11. 染色体異常
12. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している(※1)、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している(※1)場合)

基準 (BMI 30以上) を満たす肥満の方

* BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

BMI 30の目安：身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg

重症化リスクが高いと医師が認める方

※1 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、基礎疾患のある方に該当します。

津久見市役所 健康推進課

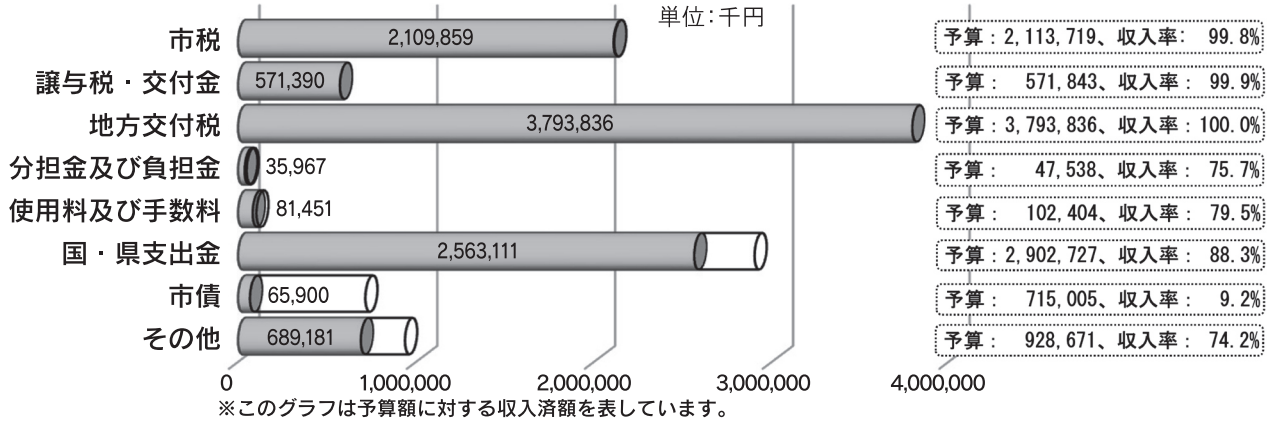
新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム TEL 82-9523(直通)

財政事情の公表

令和3年度 下半期【令和4年3月31日現在】

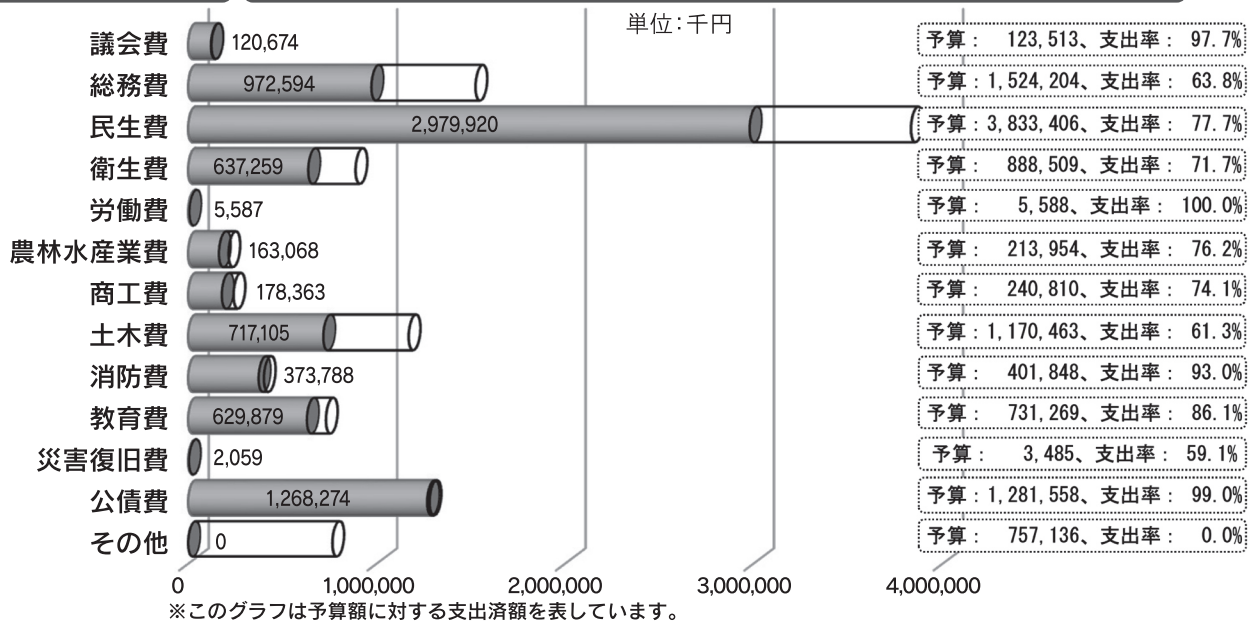
一般会計 歳入

予算額：11,175,743千円、収入済額：9,910,695千円、収入率：88.7%



一般会計 歳出

予算額：11,175,743千円、支出済額：8,048,570千円、支出率：72.0%



令和3年度 市税負担・使われている市の予算のあらまし

☆市民1人当たりの税負担額

130,872円

個人市民税	40,405円
法人市民税	7,774円
固定資産税	66,501円
軽自動車税	3,381円
市たばこ税	6,696円
鉱産税	2,435円
都市計画税	3,680円

☆市民1人当たりに使われている市の予算

691,954円

議会費	7,647円
総務費	94,372円
民生費	237,348円
衛生費	55,013円
農林水産業費	13,247円
商工費	14,910円
土木費	72,470円
消防費	24,881円
教育費	45,277円
災害復旧費	216円
公債費	79,348円
その他	47,225円

※金額は、令和4年3月末日の住民基本台帳人口16,151人で計算しています。

■ 特別会計（特定の事業を行う場合一般の歳入歳出と区別して経理する会計）

会 計 名	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額
国 民 健 康 保 険 事 業	22億2307万6千円	19億7118万 円	20億2126万1千円
都市計画土地地区画整理事業	3904万3千円	36万5千円	3904万2千円
奨 学 資 金 事 業	1297万2千円	627万8千円	867万6千円
簡 易 水 道 布 設 事 業	6167万9千円	1085万7千円	5807万3千円
公 共 下 水 道 事 業	5億7840万 円	1億8348万 円	4億 693万6千円
後 期 高 齢 者 医 療	3億1190万9千円	3億 374万6千円	2億9614万5千円
介 護 保 険 事 業	28億3808万4千円	24億3789万5千円	25億2070万6千円
合 計	60億6516万3千円	49億1380万1千円	53億5083万9千円

★市が借りているお金

会 計 名	借 入 額
一 般 会 計	94億3596万2千円
都市計画土地地区画整理事業会計	7479万7千円
簡 易 水 道 布 設 事 業 会 計	1億6831万 円
公 共 下 水 道 事 業 会 計	25億3629万6千円
合 計	122億1536万5千円

★市の財産状況

土 地	222万8143㎡	63億2966万8千円
建 物	10万5794㎡	58億 356万8千円
車 輛	94台	1億5274万 円
基 金	—	44億3271万4千円

■ 貸借対照表（令和4年3月31日）

水道事業会計
（水道事業の業務状況の公表）

借 方	金 額	貸 方	金 額
1. 固定資産	30億8621万6342円	3. 固定負債	4億2451万6993円
①有形固定資産	30億3549万2042円	①企業債	4億2451万6993円
②無形固定資産	2万4300円	4. 流動負債	9775万2054円
③投資	5070万 円	①企業債	4967万3777円
2. 流動資産	9億2516万3997円	②未払金	4299万5277円
①現金預金	8億5696万9560円	③預り金	11万 円
②未収金	3283万8019円	④引当金	497万3000円
③貸倒引当金	△69万2310円	5. 繰延収益	4億6797万5627円
④貯蔵品	187万8728円	①長期前受金	11億7126万7574円
⑤前払金	3412万 円	②長期前受金収益化累計額	△7億 329万1947円
⑥その他流動資産	5万 円	6. 資本金	16億4908万7194円
		①自己資本金	16億4908万7194円
		7. 剰余金	13億7204万8471円
		①資本剰余金	401万6322円
		②利益剰余金	13億6803万2149円
計	40億1138万 339円	計	40億1138万 339円

損益計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

給水人口：1万4,903人

給水戸数：7,121戸

給水栓数：7,434栓

有収水量：201万 562㎥

総配水量：236万9,434㎥

1日平均：6,492㎥

借 方	金 額	貸 方	金 額
営 業 費 用	2億7651万3143円	営 業 収 益	3億 668万3796円
営 業 外 費 用	944万4694円	営 業 外 収 益	2693万4897円
特 別 損 失	281万4120円		
当 期 純 利 益	4484万6736円		
計	3億3361万8693円	計	3億3361万8693円

■ 臼津広域連合予算執行会計（令和3年度下半期 令和4年3月31日現在）

歳 入

（単位：円）

款	予算現額	収入済額	予算現額に対する収入増減
分担金及び負担金	82,595,000	82,595,000	0
使用料及び手数料	11,100,000	12,039,500	939,500
広 域 連 合 債	1,000	0	△1,000
繰 越 金	6,927,000	6,926,394	△606
諸 収 入	113,000	117,678	4,678
歳 入 合 計	100,736,000	101,678,572	942,572

歳 出

（単位：円）

款	予算現額	支出済額	残 額
議 会 費	486,000	473,800	12,200
総 務 費	8,331,000	7,966,920	364,080
民 生 費	13,933,000	12,300,596	1,632,404
衛 生 費	72,406,000	71,621,948	784,052
公 債 費	5,380,000	5,379,559	441
予 備 費	200,000	0	200,000
歳出合計	100,736,000	97,742,823	2,993,177

令和4年度の区長を紹介します



四浦6(会長)
成松 親善



5月23日、令和4年度津久見市区長会通常総会と退職区長感謝状贈呈式が市民会館で行われました。

今年度は、7人の新しい区長を含め、30人の区長の皆さんに、地域のまとめ役や行政とのパイプ役を務めていただきます。

	岩屋(監事) 上野 哲男		千戸(評議員) 戸高 信正		保戸島1・2(副会長) 高瀬 清彦		徳浦(副会長) 織田 敦任		中田(副会長) 今宮 民雄
	警固屋(評議員) 神田 敏和		八戸 黒田 雅克		西ノ内(評議員) 下村 泰弘		彦ノ内 甲斐 善明		宮本 加藤 尚喜
	畑 古谷 仁司		川内(新任) 一柳 博司		青江(新任) 山田 勇治		川上(評議員) 竹本 義勝		入船 金只 俊郎
	福良(新任) 久保田 直		日見(新任)(評議員) 佐藤 和寿		無垢島 橋本 正八		長目(評議員) 塩崎 正博		堅浦(監事) 中津留 周次
	四浦2 竹尾 久信		四浦1(新任)(評議員) 下川 保人		赤崎 中西 正一		江ノ浦 大西 一生		網代(新任) 久保田 洋
 よろしく お願いします			保戸島3(評議員) 中邑 清和		四浦5 神田 清澄		四浦4 田中 良一		四浦3(新任) 後藤 良洋

令和4年度シトラススクール受講生を募集します!

開講式：令和4年6月17日(金) 13:00～ @津久見市民会館



シトラスコース (定員30名程度)

みかん栽培技術の基礎・応用を学びたい方向けのコースです。

講習日時：毎月第3金曜日 15:00～

講習内容：座学・実習(毎月の果樹園管理 / 試験場視察 / 現地視察等)



新植コース (定員10名程度)

みかんの営農開始を目指し、ゼロ(定植)からの基礎を学びたい方向けのコースです。

講習日時：毎月第3金曜日 13:00～

講習内容：座学・実習(果樹園管理 / 剪定 / 鳥獣害対策 / 農薬の取扱等)



ヤマジノギクコース^{NEW} (定員10名程度)

「ヤマジノギク」は、津久見では「パステルアスター」としても知られている大分オリジナルの花です。花の栽培に興味がある方や、みかんと花の複合経営に関心がある方向けのコースです。

講習日時：7～10月の水曜日(各月2～3回) 9:30～11:30

講習内容：座学・実習(定植 / 管理作業(摘芯・整枝・病虫害防除) / 収穫等)



令和3年度開校式。
昨年は30名が受講しました!



実地研修では、毎月の管理の
ポイントを学びます。



大分オリジナル品種「ヤマジノギク」は、
秋に咲く紫色のキクの花。
津久見は栽培発祥の地です。

複数コースの
受講も歓迎!



お問合せ・お申込み

津久見市役所農林水産課 振興班

〒879-2435 大分県津久見市宮本町20番15号

TEL (0972) 82-9514

Mail yamada-r@city.tsukumi.lg.jp (担当: 山田)

HP <https://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/15/>

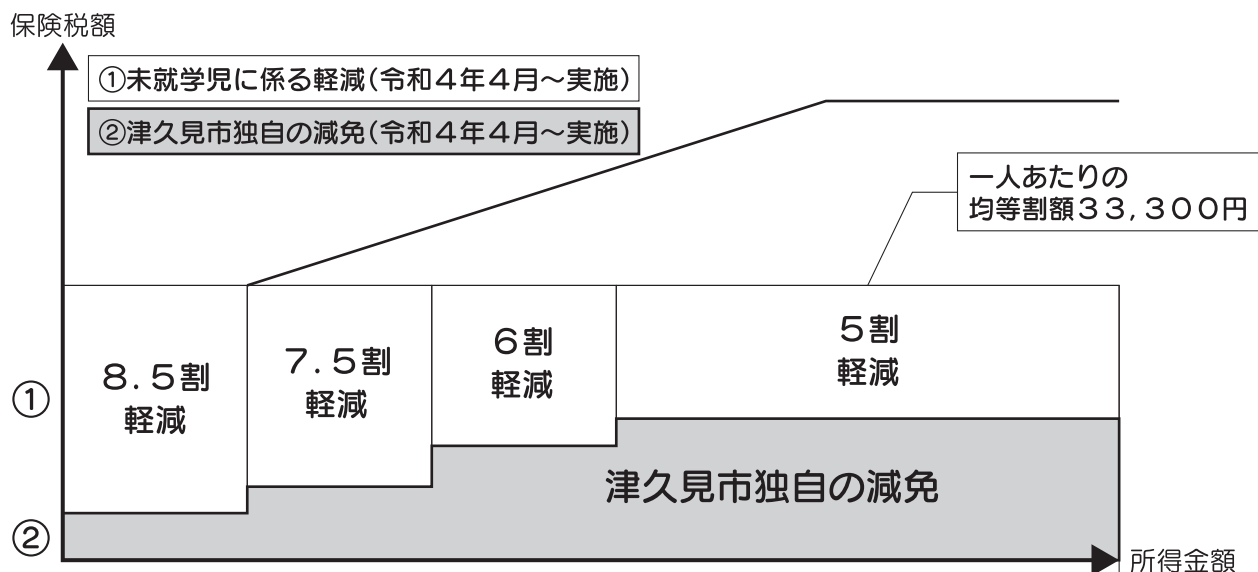
国民健康保険からのお知らせ

令和4年度から子ども(未就学児)に係る 国民健康保険税の均等割額を全額免除します

～安心して子どもを生み育てやすいまちづくりを推進します～

令和4年度から、国民健康保険に加入している子ども(未就学児)に係る均等割額の5割を軽減されることとなりますが、津久見市では、子育て支援の観点から、国民健康保険加入世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、大分県内で初めて、国民健康保険に加入する0歳～6歳までの未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を全額免除します。

対象者：国民健康保険に加入する未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)



未就学児一人あたりの均等割額(年額)

軽減割合	減額前の均等割額	減額後の均等割額
8.5割軽減	4,995円	0円
7.5割軽減	8,325円	0円
6割軽減	13,320円	0円
5割軽減	16,650円	0円

◎上記対象者に該当する世帯は、減額後の金額で通知しますので、申請手続きは不要です。
令和4年6月中旬頃に発送予定の国民健康保険税納税通知書に、減額後の金額で計算された年税額が記載されますのでご確認ください。

●問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4147

国民健康保険税の 納付書を発送します

令和3年中の所得を基礎として算定をした国民健康保険税の納付書を、6月中旬に発送します。

普通徴収とは

納付書支払または口座振替により納付するもので、6月(第1期)～3月(第10期)の10回で1年間の国民健康保険税を納めることとなります。

納付月(普通徴収)									
6月 第1期	7月 第2期	8月 第3期	9月 第4期	10月 第5期	11月 第6期	12月 第7期	1月 第8期	2月 第9期	3月 第10期

特別徴収とは

年金からの天引きにより納付するもので、年金の支給月(偶数月)の年6回で1年間の国民健康保険税を納めることとなります。

- 10月から新たに特別徴収に該当する世帯は、普通徴収の納付月は6月(第1期)～9月(第4期)までとなります。

国民健康保険税の納税義務者は、国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主です。

世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいるときは、世帯主が擬制世帯主として納税義務者になります。納付書や通知書は、世帯主が国民健康保険に加入していなくても世帯主のお名前が届きます。

保険税は納期限内に納めましょう

保険税がきちんと納められていないと、医療費の確保ができなくなり、安心してお医者さん等にかかることができません。安心して医療を受けられるように、保険税を必ず納めましょう。

保険税の納付(普通徴収)は口座振替で!

保険税の納付には、便利で安心な口座振替をご利用ください。毎月保険税を納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れの心配もありません。

※口座振替手続きに必要なもの
印かん(口座届出印)・口座番号の確認できるもの



●問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4111(内線131)

令和4年度の後期高齢者医療保険料について

令和4年度の大分県後期高齢者医療保険料率は下記のとおりです。

	令和4年度
均 等 割 額	53,600円
所 得 割 率	10.32%
賦 課 限 度 額	66万円

保険料の計算方法(令和4年度)

負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

年間保険料
上限66万円

=

①均等割額
53,600円

+

②所得割額
前年所得(※)×10.32%

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額となります。

《均等割額の軽減》

●世帯の状況に応じて下記のとおり均等割が軽減されます。

軽減割合	軽減判定所得（世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額等の合計）が下記に該当する世帯
7 割	「基礎控除額(43万円) + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を越えない世帯
5 割	「基礎控除額(43万円) + 28.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を越えない世帯
2 割	「基礎控除額(43万円) + 52万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を越えない世帯

●問い合わせ先 / 津久見市健康推進課国保年金班 TEL: 0972-82-4147
大分県後期高齢者医療広域連合 TEL: 097-534-1771(代表)

子どもの健康と病気の予防⑧

— 日本脳炎 —

小宅医院 小宅民子

日本脳炎は蚊に刺されて感染する病気です。蚊とブタなどの家畜を介してヒトに感染します。日本脳炎ウイルスに感染したブタを蚊が刺し、その蚊から刺されヒトが感染します。日本脳炎に感染した人のほとんどは無症状ですが、100人～1000人に一人が日本脳炎を発症するといわれています。死亡率は20～40%と高く、回復しても半数以上に重い後遺症が残ります。有効な治療法はなく、ワクチンによる予防が重要です。

西日本、特に九州、四国はブタの日本脳炎抗体保有率が高く（日本脳炎に感染しているブタが多く）、発症リスクが高い地域です。また九州、四国では3歳以下の小児の日本脳炎発症が報告されています。従来、日本脳炎ワクチンの標準的接種時期は3歳からといわれてきました。しかし、最近日本脳炎が発生した地域、ブタの日本脳炎抗体保有率が高い地域に居住する小児は生後6ヶ月から日本脳炎ワクチンの接種を開始することが推奨されます。

昨年より日本脳炎ワクチンの製造量が不足する状況が続きました。その結果、ワクチン接種が受けられない、ワクチン接種の間隔が規定よりあいてしまうケースがありました。今年の春よりワクチンが安定供給されるようになり、現在は計画通りに接種できます。

定期接種で受けられる年齢は、1期（1～3回目接種）は、生後6ヶ月から生後90ヶ月（7歳半まで）となっています。2期（4回目接種）は9歳以上13歳未満です。

夏になり蚊が多い季節になる前に、日本脳炎ワクチンを接種しましょう。

日本脳炎5つのポイント

- 感染したブタを蚊が刺し、その蚊がヒトを刺し感染する。
- 治療薬はなく、ワクチンによる予防が重要。
- 大分県は発症リスクが高い地域。
- 生後6ヶ月からの早期接種が推奨される。
- 蚊が多くなる夏までに接種を完了することが望ましい。



無料!「歯周病検診」のお知らせ

津久見市では、歯の喪失と生活習慣病の悪化を防ぐために、「歯周病検診」を無料で実施しています。この機会に検診を受けて、お口の健康を目指しましょう!

対象者 今年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)に40歳、50歳、60歳、70歳になる方
※誕生日を迎える前でも、期間中であれば1回限り実施できます。

有効期限 令和5年2月28日まで

持っていくもの 住所と年齢の確認できるもの(保険証や運転免許証等)

事前予約が必要

6月4日～6月10日は「歯と口の健康週間」です



～ いただきます 人生100年 歯と共に ～

口腔の健康状態は口腔だけの問題ではなく、全身的な健康状態と密接な関連があります。そのため、口腔の健康状態を維持、改善するための歯科治療は、全身的な健康状態の維持にとって欠かせません。人生100年を健康で過ごすために、ご自身の歯とお口を大切にしましょう!

歯を健康に保つために大事な食事のポイント

- ◎よく噛む・・・よく噛むほど、細菌を洗い流す働きのある唾液が多く分泌されます
- ◎かたいものを食べる・・・かたいものを食べると歯をこするので汚れが落ちやすくなります
- ◎ビタミンEを積極的に摂る・・・過剰な活性酸素は歯周病の原因になるので、抗酸化作用のあるビタミン(A・C・E)を含む食材がおすすめ(緑黄色野菜、レバー、ナッツ、魚類等)

事業所ぐるみで健康づくり事業(TJK大作戦)に取り組んでみませんか?

津久見市では令和2年度から事業所ぐるみで健康づくり事業(TJK大作戦)を実施しています。事業所で取り組み宣言をしてもらい、3か月間健康づくりに取り組んでいただきます。

初めて取り組む事業所には、『ホコタッチ(歩数計)』を無料貸与します。歩行生活年齢が出て楽しく運動に取り組むことができます。

令和3年度は10事業所が取り組み、『運動習慣のきっかけになった』『体重が減った』『健診結果が良くなった』『コミュニケーションが増えた』『健康意識が高まった』などの感想がありました。

また、市の保健師や管理栄養士、リハビリ職(津久見中央病院)などの専門職による講話や実技指導を無料で利用できます。



【TJK大作戦の予定】

- 令和4. 6月～9月: 参加事業所募集
- 9月: ネットワーク連絡会議(取組の説明、運動の効果の講話等)
- 10月: 取組開始(10月～12月)『健康づくり取り組み宣言!』の提出
- 令和5. 1月: 『健康づくり取り組み』の提出
- 2月: 表彰式及び報告会



まずはお気軽にお電話を! ☎82-9523 (健康推進課)

乳幼児健診日程

	日付・受付時間	会 場	対 象
4 か 月 児 健 診	6月2日(木) 13:15~13:30	市民会館	2022年(令和4年) 1月生まれ
10 か 月 児 健 診	6月2日(木) 13:30~13:45	市民会館	2021年(令和3年) 8月生まれ
1 歳 6 か 月 児 健 診	6月9日(木) 13:15~13:30	市民会館	2020年(令和2年) 11月・12月生まれ
5 歳 児 健 診	6月23日(木) 13:15~13:30	市民会館	2017年(平成29年) 5月生まれ

- ※ 子どもの体調の悪い場合は延期しましょう。
 ※ 母子健康手帳を忘れずにお持ちください。
 ※ 健診案内時に同封している問診票を事前に記入してお持ちください。



年に1度は特定健診(健康診査)・がん検診を受診しましょう!

健診(検診)の受診を希望する場合は、必ずご予約が必要となります。
健康推進課までご連絡ください。

◇巡回型特定健診・がん検診について

地区公民館や小学校等、いろいろな地区に検診車が行く健診のことです。
実施場所によって受けられる検診の項目が異なりますので、ご確認の上、ご予約ください。

《巡回型健診日程(6~7月分)》

実施日	実施場所 受付時間	特定 健診	胸部 レント ゲン	胃 がん	子宮 がん	大腸 がん	骨密度	乳がん	
								マンモ	超音波
6月11日(土)	保戸島地区集会所 8:15~11:15	○	○			○			
7月12日(火)	日見公民館 8:00~8:30	○	○			○	○		
	網代真珠作業所 9:30~10:00	○	○			○	○		

年間の日程は、別途配布の「健康カレンダー」をご覧ください。

※健康カレンダーでお知らせした受付時間に誤りがありました。お詫びして上記のとおり訂正いたします。

健診(検診)受診にあたっての注意事項

※特定健診を受診される方は、必ず、**受診券・保険証**をお持ちください。

※乳がん検診は、事前に予約が必要です。

○マンモグラフィ検査 : 2023年4月1日に40歳以上の**偶数年齢**の方及び無料がんクーポン券対象の方。希望により超音波検査に変更可能。

○超 音 波 検 査 : 2022年4月2日~2023年4月1日の間に30歳代、または40歳以上の**奇数年齢**になる方。マンモグラフィ検査への変更はできません。

※特定健診・胃がん検診を受診される方は、前日の夜9時以降、検査日の朝を含め何も食べられませんが、検査2時間前までは、コップ2杯程度の水は飲んでも構いません。疾患による薬の服用は、検査の2時間前までに水または白湯で済ませてください。たばこも吸わないでください。

●対象年齢や個人負担金・注意事項に関しては、「健康カレンダー」をご参照いただくか、健康推進課までお問い合わせください。

●申込・問い合わせ先 / 健康推進課 ☎82-9523

福祉情報

重度心身障がい者医療
費給付事業受給資格の
自動更新について

受給資格のある方について、
7月中に自動更新処理により所
得判定し、個別に通知致します。

*住所変更、保険変更等があつ
た場合は届け出が必要です。

▼重度心身障がい者医療費給付
事業とは、次の対象者が医療
機関で支払った費用の全部ま
たは一部を助成する制度で
す。

*保険外適用の費用、食事療養
費については対象外です。

*この制度には所得制限があり
ます。

▼対象者 市内に住所を有する
方で、

①身体障害者手帳1、2級の
所持者

②療育手帳A1、A2の所持
者

③身体障害者手帳3級所持者
でIQ50以下の方々

④精神障害者保健福祉手帳1
級の所持者(精神病床にお
ける入院を除く)

▼問い合わせ先
社会福祉課 障がい支援班

☎82・9519

心の健康相談

▼内容 精神保健・福祉・医療
に関する相談(心の相談、精
神疾患の医療・日常生活・社
会復帰に関すること、認知症
アルコール・薬物依存、ひき
こもり、思春期問題等に関す
ること)

▼相談日・相談担当者
専門医による相談日

6月23日(木)

▼相談場所 中部保健所

※前日午前中までに予約受付
※面接相談

▼問い合わせ先 中部保健所
☎62・9171

児童手当・特例給付の 「現況届」について

これまで全ての受給者に提出
をお願いしていましたが、令和
4年度から受給者の現況を公簿
等で確認することで、現況届の
提出を「原則不要」とします。た
だし一部の受給者については引
き続き手続きが必要になります
ので、個別で通知致します。

▼問い合わせ先
社会福祉課 子育て支援班

☎82・9519

「心の病」家族相談の開催

▼対象者 家族が心の病やひき
こもりをしていて悩んでいる
保護者の方々

▼日時 6月18日(土)

10時〜12時

▼開催場所 ユニーク
大字津久見浦福

▼参加費 無料

▼問い合わせ先
白津あけぼの会 神田
☎77・4118

困りごと・心配なこと お気軽にどうぞ!!

生活のことなど、お困りごと
はありませんか?相談員にお気
軽にご相談ください。

▼日時 6月22日(水)

13時30分〜15時30分

▼場所 市役所会議棟会議室
(ハローワーク隣)

▼問い合わせ先
社会福祉課 生活支援班

☎82・9547

6月手話通訳者設置日

6月の設置日

6日(月)・13日(月)・21日(火)・

27日(月)

▼時間 8時30分〜12時

13時〜16時30分

※プライバシーの保護には細心
の注意を払っています。

▼問い合わせ先
社会福祉課 障がい支援班

☎82・9519

身体障がい者自動車運転免許取得助成について

第1種普通自動車運転免許を取得しようとする身体障がい者に対し、免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、就労等社会参加活動への推進を図ることを目的とします。

助成対象者

○津久見市に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた、障害程度等級表の1級から4級までの障がいをもつ者で免許の取得により社会参加が見込まれる者。

助成経費

- ・助成金の交付は、1人1回限りとします。
- ・助成金の額は、免許の取得に直接要した費用の3分の2以内の額とします。
- ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とします。

問い合わせ先

社会福祉課 障がい支援班

☎ 82・9519

軽度・中度聴覚障がい児支援について

公的助成を受けられない軽度・中度の18歳未満の聴覚障がい児に対して補聴器購入費用等の一部を助成し、言語の習得やコミュニケーション能力等の成長及び教育等における健全な発達を支援します。

助成対象者

①津久見市に住所を有している方

②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、法令の規定に基づく補聴器の交付対象とならない方

③補聴器・人工内耳の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師に判断された方

※本人または世帯員のうち市町村民税所得割の納税額が46万円以上の人がいる場合は助成の対象外です。

対象経費

- ・新規補聴器を購入する費用
- ・補聴器・人工内耳の修理に要する費用

- ・耐用年数経過後に補聴器を更新する費用
- 負担割合

対象経費の3分の2を助成します。

問い合わせ先

社会福祉課 障がい支援班

☎ 82・9519

療育相談

在宅の障がい児およびその家族のための、療育相談を行います。

▼日時 6月12日(日)

9時～15時

▼場所 交流センターすくらむ

臼杵市大字臼杵72・137

▼相談内容 口腔衛生・療育訓練・日常生活・進路(就学)福祉サービス等

※専門スタッフが対応します。

*予約制

▼申込・問い合わせ先

さぼーとセンター風車

☎ 63・5888

*各講座等の開催の有無については、問い合わせ先にお尋ねください。

【内閣府】「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」開設について

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト 検索

企業や店舗などの事業者等が障害のある人に対して行うこととされる「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取り扱いの禁止」など、障害者差別解消法により定められている事項について理解していただくためのサイトです。イラストや動画を用いたコンテンツで構成されています。



内閣府 政策統括官(政策調整担当)付 障害施策担当 TEL 03-5253-2111(代表)